

**農業委員等の募集について  
説明会を行います**

■日時 3月27日(火)午後6時  
■場所 市役所  
■内容

・農業委員・農地利用最適化推進委員の業務内容の説明・  
申込方法について

・申込書の記入について等  
**農地等の利用の最適化の推進とは？**

農地を地域の担い手へ貸し出すことで、農地の効率的利用を進めることや、耕作放棄地の発生防止やその解消、農業への新規参入の支援活動を指します。

**農業委員と農地利用最適化推進委員のちがいは？**

農業委員は農地の貸借・売買・農地転用の許可について、総会での議決権を有します。農地利用最適化推進委員は総会で意見を述べることでできます。また、農地利用最適化推進委員は担当農区での地域での農地や農業者に対する現場での活動が主な業務になります。

**農地利用最適化推進委員の担当する農区一覧**

申込区分	担当する農区	定数
南河内1	下原、西区、一丁目、二丁目、三丁目、緑	1名
南河内2	四丁目、五丁目、六丁目、祇園町、成田、祇園	1名
南河内3	町田上、町田下、谷地賀上、谷地賀下、下文狹、西田中、東田中	1名
南河内4	地久目喜、仁良川上、仁良川下	1名
南河内5	本吉田、本吉田南、磯部	1名
南河内6	川島、上吉田、鯉沼、三王山	1名
南河内7	塚越、的場、上坪山、東根	1名
南河内8	絹板、絹板台、台坪山、西坪山	1名
石 橋1	石橋、花の木、大松山、上大領、中大領	1名
石 橋2	東前原、下大領、入の谷、下石橋	1名
石 橋3	上台、下長田	1名
石 橋4	細谷、橋本	1名
石 橋5	上古山1農区、上古山2農区、上古山3農区、上原	1名
石 橋6	下古山1区、下古山2区、下古山3区、通古山1区、通古山2区、若林南、若林北	1名
国分寺1	駅前、下町、仲町、上町、医大前	1名
国分寺2	関根井、笹原	1名
国分寺3	箕輪1、箕輪2、川西1、川西2、南国分	1名
国分寺4	川東、川北、川南	1名
国分寺5	国分1、国分2、国分3、紫	1名
国分寺6	柴南1、柴南2、柴南3、柴南4、柴南5、柴北1、柴北2、柴北3、駅東、烏ヶ森、旭ヶ丘、日の出町、丸野町	1名

※農業委員については、申し込み時に担当する農区を指定することはできません。

**田畑を農地以外に利用する  
ときは許可が必要です**

田畑などの農地を、農地以外（宅地や工業用地、駐車場など）に利用することを農地転用といいます。農地転用の際には農業委員会への許可や届出が必要です。

農地転用は申請地の所在によって手続きが異なります。

**申請地が市街化区域の場合**  
農業委員会への届出が必要となります。

**申請地が市街化区域外（市街化調整区域）の場合**  
農業委員会の許可が必要となります。

※必ず事前にご相談ください。  
※申請地の面積が4ヘクタール以下のものに限り、許可を得ずに農地転用を行った場合、罰則が科せられる場合があります。（3年以下の懲役または300万円以下の罰金）

詳しくは、農業委員会事務局までお問い合わせください。